

令和8・9年度 新保険料率（案）算定資料

【目次】

1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律について	1 頁
全世界対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための 健康保険法等の一部を改正する法律について	1 頁
2 新保険料率（案）	3 頁
3 保険料率の算定について	4 頁
4 令和8・9年度の費用額及び収入額の内訳について	5 頁
5 令和8・9年度の保険料率の算出方法について	6 頁

1. 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律について

(1) 改正の背景

急速な少子化・人口減少は、我が国が直面する最大の危機であり、子育て支援の抜本的強化が急務となっている状況を踏まえ、政府は令和5年12月に児童手当の拡充や保育・教育支援、育児給付の強化などを柱とする「こども未来戦略」を策定し、「こども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめました。

こうした中、こどもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、児童手当等のこども・子育て世帯向けの給付に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援金制度が創設されました。

(2) 主な改正の内容

医療保険者は、保険料とあわせて、子ども・子育て支援納付金を令和8年度から徴収することになります。

2. 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律について

(1) 改正の背景

後期高齢者医療制度は、後期高齢者の医療費を国民全体で公平に支えるために平成20年4月に開始されたものです。制度開始から約18年が経過し、当制度を取り巻く環境は制度開始当初から大きく変化しています。団塊世代が後期高齢者になり、急激に被保険者が増加する一方、若年世代の人口は減少し、超高齢社会が急速に進展しています。

こうした中、全世代で社会保障制度を公平に支えあう仕組みを構築するため、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月に成立しました。

(2) 令和8・9年度保険料率改定への影響

① 算定方法の見直しによる後期高齢者負担率（※1）の上昇

高齢者世代・現役世代それぞれの人口動態に対処できる持続可能な仕組みとともに、当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、高齢者一人当たり保険料と現役世代の一人当たり支援金の伸び率が同じになるよう設定方法の見直しが行われ、当面の間、後期高齢者負担率は大きく上昇することとなります。

※1 後期高齢者負担率とは、高齢者が保険料として負担すべき割合として国が定めるものです。

② 出産育児一時金に係る費用負担の増加

少子化を克服し、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度においても、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されました。後期高齢者医療制度の負担額は、激変緩和措置により令和6・7年度は1／2とされていましたが、令和8年度からは本来の負担額となります。

令和8・9年度の保険料率（案）について

2 新保険料率（案）

（1）令和8・9年度新保険料率（案）

【基礎賦課分】

令和8・9年度	
均等割額	52,370 円
所得割率	9.49%

【子ども・子育て支援納付金分（子ども分）】

令和8年度	
均等割額	1,330 円
所得割率	0.25%

※子ども分の令和9年度の保険料率は
令和8年度中に算定

（2）保険料の構成

保険料は、被保険者全員に賦課される均等割と、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される所得割から構成され、被保険者個人単位で計算されます。また、保険料の賦課には限度額を設けており、令和7年度においては80万円、令和8年度以降は基礎賦課分が85万円、子ども・子育て支援納付金分が2万1,000円としています。

（3）現行保険料率と新保険料率（案）の比較 ※令和8年度

現行保険料率	合計	基礎賦課分	子ども分
均等割額	45,930 円	45,930 円	—
所得割率	9.03%	9.03%	—
新保険料率（案）	合計	基礎賦課分	子ども分
均等割額	53,700 円	52,370 円	1,330 円
所得割率	9.74%	9.49%	0.25%
現行との比較（均等割額）	+7,770 円	+6,440 円	+1,330 円
現行との比較（所得割率）	+0.71%	+0.46%	+0.25%

新保険料率（案）では、現行保険料率と比べ、
均等割額及び所得割率ともに増加します。

【基礎賦課分】

- ① 均等割額・・・6,440 円増額
- ② 所得割率・・・0.46 ポイント増

【基礎賦課分+子ども分】

- ① 均等割額・・・7,770 円増額
- ② 所得割率・・・0.71 ポイント増

3 保険料率の算定について

保険料の賦課

高齢者の医療の確保に関する法律第104条により、市町村は、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収し、その保険料については、広域連合が保険料率を設定し、被保険者に対して保険料を賦課します。保険料率は、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定しなければなりません。

賦課総額の算出

保険料率算定の基礎となる賦課総額は、令和8・9年度の後期高齢者医療に要する費用の見込額の合計額（療養給付費等、審査支払手数料、葬祭費など）から、同2年度の収入の見込額の合計額（国・県・市町村の公費負担や後期高齢者交付金など）を控除して得た額（保険料収納必要額）を予定保険料収納率で除して算出します。

均等割額・所得割率の算出

算出した賦課総額は、均等割総額（被保険者全員に賦課される均等割額の総額）と所得割総額（被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される所得割額の総額）に按分され、その均等割総額を基に、被保険者個人ごとに賦課する均等割額を算出し、所得割総額を基に、被保険者個人ごとの旧ただし書き所得に乗じて所得割額を賦課するために用いる所得割率を算出します。

財政安定化基金・保険料等剩余金の活用

埼玉県後期高齢者医療懇話会からは、議論の結果として「保険給付費支払基金（剩余金）残高全額を保険料率上昇抑制のために活用すること。」、また、「財政安定化基金を保険料率上昇抑制のために積極的に活用し、国が示す基準を踏まえて保有すべき基金残高を確保するとともに、今後6年間の後期高齢者負担率の伸びの見込みで按分した額を活用すること。」との提言をいただきました。

こうした意見を踏まえ、令和8・9年度については、剩余金を110億円、財政安定化基金を23億円活用することとします。

4 令和8・9年度の費用額及び収入額の内訳について

【基礎賦課分】

令和8・9年度の費用額合計		
内 訳	療養給付費等 (一部負担金を除く)	2,062,844,476 (千円)
	審査支払手数料等	4,799,828 (千円)
	財政安定化 基金拠出金	0 (千円)
	特別高額医療費 共同事業拠出金	3,428,111 (千円)
	出産育児支援金	2,875,746 (千円)
	流行初期医療確保 拠出金等	0 (千円)
	高齢者保健事業 関連費用	12,365,087 (千円)
	葬祭費	7,810,000 (千円)
費用額合計		2,094,123,248 (千円)

令和8・9年度の収入額合計		
	国庫負担金 (高額医療費公費負担含む)	490,183,663 (千円)
	埼玉県負担金 (高額医療費公費負担含む)	174,138,054 (千円)
	市町村負担金	158,022,804 (千円)
	普通調整交付金	135,610,316 (千円)
	特別調整交付金	2,975,459 (千円)
	後期高齢者交付金	840,968,186 (千円)
	特別高額医療費 共同事業交付金	3,428,111 (千円)
	国の補助金	1,955,446 (千円)
	財政安定化基金	2,300,000 (千円)
	保険料等剩余额	11,000,000 (千円)
収入額合計		1,820,582,039 (千円)

【子ども・子育て支援納付金分】

令和8年度の費用額合計		
子ども・子育て支援納付金	3,477,372 (千円)	

※子ども・子育て支援納付金分の令和8年度の収入額はありません。

※年度別の費用額・収入額の内訳や見込方法等については、別冊『令和8・9年度 費用額及び収入額推計資料』を御参照ください。

5 令和8・9年度の保険料率の算出方法について

〈基礎賦課分〉 ※令和8・9年度の2年度分の合計額

(1) 保険料収納必要額の算出

◆ 費用額合計 - 収入額合計 = 保険料収納必要額

$$2,094,123,248 \text{ 千円} - 1,820,582,039 \text{ 千円} = 273,541,209 \text{ 千円}$$

(2) 賦課総額の算出

◆ 保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率(※2) = 賦課総額

$$273,541,209 \text{ 千円} \div 99.45 \% = 275,054,006 \text{ 千円}$$

※2 予定保険料収納率 = 特別徴収割合 + (1 - 特別徴収割合) × 普通徴収収納率

過去の実績の平均特別徴収割合 (57.07%) 及び平均普通徴収収納率 (98.72%) から算出しています。

(3) 均等割総額及び所得割総額の算出

所得係数(※3)を用いて均等割総額と所得割総額の割合を算出します。

◆ 所得割総額：均等割総額 = $1 - 1 \div \{ 1 + (\text{所得係数} \times \frac{52}{48} \text{ (※4)}) \}$: $1 \div \{ 1 + (\text{所得係数} \times \frac{52}{48}) \}$
 $1 - 1 \div \{ 1 + (1.11186900365 \times \frac{52}{48}) \} : 1 \div \{ 1 + (1.11186900365 \times \frac{52}{48}) \} = 55 : 45$

◆ 均等割総額

$$275,054,006 \text{ 千円} \times 45 \% = 123,774,303 \text{ 千円}$$

◆ 賦課総額 - 均等割総額 = 所得割総額

$$275,054,006 \text{ 千円} - 123,774,303 \text{ 千円} = 151,279,703 \text{ 千円}$$

※3 所得係数= 当該広域連合 1 人当たり所得額 ÷ 全国 1 人当たり所得額 (ただし、令和 8 ・ 9 年度の所得係数の見込値)

※4 均等割については、所得割総額の所得係数に 52 / 48 を乗じる

(4) 均等割額（被保険者個人単位）の算出

◆ 均等割総額 ÷ 令和 8 ・ 9 年度の平均被保険者数の合計(※5) = 均等割額

$$123,774,303 \text{ 千円} \div 2,363,360 \text{ 人(※5)} = 52,372 \text{ 円}$$

※5 令和 8 年度平均被保険者数見込 = 1,174,767 人、令和 9 年度平均被保険者数見込 = 1,188,593 人
2 か年度合計 = 2,363,360 人

均等割額については、10 円未満の値を切捨て、『52,370 円』となります。

(5) 所得割率の算出

◆ 所得割総額 ÷ (2 か年度分の旧ただし書き所得の合計額 - 税課限度超過額分の所得) = 所得割率

$$151,279,703 \text{ 千円} \div (2,151,697,740 \text{ 千円} - 557,499,818 \text{ 千円}) = 0.094893928107880$$

所得割率については、小数点以下第 5 位を切上げ、『0.0949=9.49%』となります。

(6) 被保険者 1 人当たりの保険料（所得割・均等割軽減前）の算出

◆ 税課総額 ÷ 令和 8 ・ 9 年度の平均被保険者数の合計 = 被保険者 1 人当たりの保険料

$$275,054,006 \text{ 千円} \div 2,363,360 \text{ 人} = 116,383 \text{ 円}$$

上記の被保険者 1 人当たりの保険料は、均等割軽減を行う前の金額となっています。

＜子ども・子育て支援納付金分＞ ※令和8年度分のみ

（1）保険料収納必要額の算出

◆ 費用額合計 - 収入額合計 = 保険料収納必要額
 $3,477,372 \text{ 千円} - 0 \text{ 千円} = 3,477,372 \text{ 千円}$

（2）賦課総額の算出

◆ 保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率（※6） = 賦課総額
 $3,477,372 \text{ 千円} \div 99.45 \% = 3,496,603 \text{ 千円}$

※6 予定保険料収納率 = 特別徴収割合 + (1 - 特別徴収割合) × 普通徴収収納率
 基礎賦課分の過去の実績の平均特別徴収割合（57.07%）及び平均普通徴収収納率（98.72%）から算出しています。

（3）均等割総額及び所得割総額の算出

所得係数（※7）を用いて均等割総額と所得割総額の割合を算出します。

◆ 所得割総額：均等割総額 = $1 - 1 \div \{ 1 + (\text{所得係数} \times 52/48 \text{ (※8)}) \}$: $1 \div \{ 1 + (\text{所得係数} \times 52/48) \}$
 $1 - 1 \div \{ 1 + (1.13254119346 \times 52/48) \} : 1 \div \{ 1 + (1.13254119346 \times 52/48) \} = 55 : 45$

◆ 均等割総額

$$3,496,603 \text{ 千円} \times 45 \% = 1,573,471 \text{ 千円}$$

◆ 賦課総額 - 均等割総額 = 所得割総額

$$3,496,603 \text{ 千円} - 1,573,471 \text{ 千円} = 1,923,132 \text{ 千円}$$

※7 所得係数 = 当該広域連合1人当たり所得額 ÷ 全国1人当たり所得額（令和6年度の実績値）

※8 均等割については、基礎賦課分と同様に、所得割総額の所得係数に52/48を乗じる

(4) 均等割額（被保険者個人単位）の算出

◆ 均等割額 \div 令和8年度の平均被保険者数(※9) = 均等割額
1,573,471 千円 \div 1,174,767 人(※9) = 1,339 円

※9 令和8年度平均被保険者数見込=1,174,767人

均等割額については、10円未満の値を切捨て、『1,330円』となります。

(5) 所得割率の算出

◆ 所得割額 \div (旧ただし書き所得の合計額 - 賦課限度超過額分の所得) = 所得割率
1,923,132 千円 \div (1,054,937,686 千円 - 285,584,886 千円) = 0.002499675051550

所得割率については、小数点以下第5位を切上げ、『0.0025=0.25%』となります。

(6) 被保険者1人当たりの保険料（所得割・均等割軽減前）の算出

◆ 賦課総額 \div 令和8年度の平均被保険者数 = 被保険者1人当たりの保険料
3,496,603 千円 \div 1,174,767 人 = 2,976 円
上記の被保険者1人当たりの保険料は、均等割軽減を行う前の金額となっています。